10
2026
October

美利河ダムからのお知らせ
流木無料配布の御案内

今年も流木を広く一般の方に活用頂くため、「流木」及び「流木チップ」の無料配布を行います。薪ストーブの燃料、流木アート、ガーデニング、家庭菜園、キャンプ、虫の飼育等にいかがでしょうか。（今年集めた流木及び昨年集めた流木・流木チップを配布）

【期間】令和8年9月1日～11月30日（土、日、祝日除く）
【時間】午前9時から午後4時
【集合場所】
美利河ダム管理支所
【配布場所】
美利河ダム流木集積場

御希望の方は、配布希望日の前日までに問合せ先に電話で申し込みをお願いいたします。
【必要事項】①氏名 ②連絡先（電話番号）③市町村名 ④受け取りたい日時 ⑤利用目的 ⑥乗り入れ予定の車両について（例：利用目的は薪ストーブ、軽トラックで乗入れ など）

○流木は概ね50～100cm程度に切ってあります。
○積込、運搬は各自でお願い致します。2トントラック程度まで乗り入れ可能です。
○チェーンソー等の機材の持ち込みは可能ですが、作業中に事故等が発生した場合は自己責任となります。
○配布については先着順となっておりますので、無くなり次第配布終了とさせて頂きます。
○持ち帰られた流木はご自身でご利用頂き、不法投棄や商用目的の使用はご遠慮願います。

問合せ
【問合せ】北海道開発局美利河ダム管理支所
☎83-7335

船舶からの油排出事故に注意

船舶から海に油を排出すると、それが過失であっても500万円以下の罰金に処せられ、油を排出した後に、中性洗剤等の基準に適合しない薬剤を散布する行為も50万円以下の罰金に処せられます。

燃料の搭載や油の移送作業等を行う場合は、オーバーフロータンクの取付や排水口の閉鎖を確実に実施し、油が噴出しても、海への排出を防ぐ措置をお願いするとともに、万一、船舶から油を排出してしまった場合は、瀬棚海上保安署に速報してください。
『海のもしもは「118番」まで』

問合せ
瀬棚海上保安署
☎87-2634

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーについて

税務署では、自宅から手続きが可能で便利なe-Tax及びキャッシュレス納付のご利用をお勧めしております。特に源泉所得税については、所得税徴収高計算書の作成・提出・納付の手続きの回数が多いため、e-Tax及びキャッシュレス納付が簡単・便利となっております。

初めての方でも利用しやすいよう、国税庁HPに所得税徴収高計算書の作成・送信・納付までの一連の流れを操作・体験することができる「キャッシュレス納付体験コーナー」を開設しておりますので、この機会に是非体験していただくとともに、e-Tax及びキャッシュレス納付のご利用をお願いします。

キャッシュレス納付体験コーナーは
・事前準備不要パソコンやスマホがあればすぐに体験できます
・何度でも操作可能デモ操作なのでミスしても安心
・確認体験コーナーの画面を見ながら、e-Taxで送信できます。

問合せ
八雲税務署
☎0137-63-2148

法テラス八雲通信

「空き家」の法律問題

■秋も深まる季節となってきました。今月は秋にちなみ「空き家」の法律問題について書きたいと思います。
■まず、昨今の空き家の現状からです。総務省の住宅土地統計調査によれば、空き家の総数は、この20年間で約2倍に増加しています（全国349万戸）。空き家が増加してしまっている理由は、相続など所有者の自由意思によらない取得が多いこと（空き家の取得経緯の55％が相続による取得）、所有者の約3割は、空き家から自動車・電車等で1時間以上離れた遠隔地に居住していること、空き家の所在地域の過疎化が進み、売却・解体などによる処分が困難となってしまっていることなどがあげられます。

このように空き家問題はある日突然、降ってきて、かつ簡単に処理することが難しい場合が多いです。しかし、空き家を長年、放置してしまうと所有者に法的問題が発生する可能性もあるので注意が必要です。
■建物が破損したり、倒壊し、それによって第三者に被害をあたえてしまった場合、被害の法的責任は、建物の占有者（建物を管理している人）がまず負い、次に建物の所有者が責任を負うというルールになっています。

したがって、空き家であっても、長年放置し、破損や倒壊を招いてしまった場合、空き家の所有者は、法的責任を負ってしまう可能性があるのです。
■では、このようにリスクのある空き家については、どのように処理すればよいのでしょうか。

一番、シンプルな方法は、売却ないし解体してしまうことです。行政が空き家バンクの制度を設けていたり、空き家の流通に関する施策を用意していることが多いので、町のホームページを確認してみてください。相続で取得した空き家の場合、売却や解体の前に相続人間で遺産分割協議が必要な場合もあります。
■ただしどうしても買い手がつかなかったり、多額の費用が掛かったり、現実的でないことも多いです。その場合、不在者財産管理人や相続財産管理人・清算人といった財産管理人の選任や所有者不明土地管理命令の申立てといった様々な法的手段を事案に即して検討していくことになります。
■このように空き家の問題は、相続やその他法的問題を含み、段取りを立てて処理する必要がある事案もございます。ぜひとも一度、弁護士に相談してみることをおすすめします。当事務所では、ご紹介した空き家問題のほかに、みなさまからの広く法律相談を承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）」までお寄せください。

法テラス八雲法律事務所
弁護士　菊池　和史

午前8時30分から午後5時15分までです。
電話連絡による予約をお願いします。

求人・求職募集中!!

農林振興課では農林業における求人・求職を募集しております。
今金町農林振興課無料職業紹介所
（グリーンサポートセンター）

日本一の「今金男爵」を守ろう!!

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です。

今金町農業協同組合
今金町農林振興課

目指せ車いす！

リングプル回収事業

○ 現在ストック量…400kg
車いす交換まであと350kg

※750kgで車いす一台と交換できます

今金町社会福祉協議会

ゆかりの方にPRください～ふるさと納税～

たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆さんのお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■令和8年度現在2,954件2,776万0,500円

８月末現在の情報です。

※詳しくは、まちづくり推進課まちひと交流グループ又はホームページへ

～口座振替に関するお知らせ～

町税【町・道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）】及び公営住宅使用料の各税（料）の新規引落や婚姻等による改姓、納税者の死亡等により振替口座が変更となる場合または、納付方法を変更したい場合は、毎月15日までに税務住民課課税収納グループまたは町内の各金融機関にてお手続きをお願いいたします。
（ゆうちょ銀行の口座振替は、直接郵便局にてお手続きをお願いいたします。）
※ゆうちょ銀行は、手続き完了まで時間を要すため、各期（月）の納期限の１ヶ月半前までに郵便局にてお手続きをお願いいたします。

みんなチェック！　北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

時間額 1,131円（効力発生年月日　令和８年10月１日）

厚生労働省北海道労働局 函館労働基準監督署 ☎0138－87-7605

まなびっく 秋季講習受講生募集

【空】技能検定・体験講習

働いている方を対象とした超お得な「活用講習」、将来の国家資格取得に直結する必須ステップ「基礎技能講習」を開催します！

講座・事業名	開催期日及び期間	締切日
在職者対象ドローン活用講習（主催：北海道立函館高等技術専門学院主催）	11/11(水)～12日(木)	10/28(水)
ドローン基礎技能講習（洋上風力関連業務講習会）	11/25(水)～27日(金)	11/16(月)

【陸】特別教育

高所作業での必須資格「フルハーネス」、金属加工やメンテナンス現場に不可欠「自由研削用砥石」、環境整備・防災作業で大活躍「チェンソー」を開催します！

講座・事業名	開催期日及び期間	締切日
フルハーネス型安全帯使用作業	10/15(木)	10/5(月)
自由研削用砥石取替え等業務（洋上風力関連業務講習会）	10/16(金)	10/6(火)
伐木等の業務（チェンソー）	11/16日(月)～18(水)	11/6(金)

各講習の詳細は「まなびっく」ホームページでご確認下さい。

【問合せ】檜山地域人材開発センター運営協会　☎0139-52-0160

令和８年度自衛官等採用案内

採用種目	資　格	受付期間
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）	①９月15日～11月20日※1
２等陸・海・空士（任期制自衛官）	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）	年間を通じて行っております。

（注）※1：第１回及び第２回までで採用人員数満たせた場合、第３回目は実施しない場合があります。詳しくはお問合せください。

【問合せ】自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所　☎0137-82-0258

閉庁日の死亡届に伴う火葬許可証の交付時間は、届出をする日の前日又は、当日の２時間前に役場へ